

# 福祉系 対人援助職養成の 現場から⑧

## 西川 友理

前回にも書きましたが、私は社会福祉士の養成に関わっています。

社会福祉士の養成カリキュラムでは、相談援助実習といって、定められた施設や機関で規定の時間数を実習することが義務付けられており、この実習の前後には、相談援助実習指導という授業を行います。

まず実習前の相談援助実習指導で、実習先の選定、実習先についての事前学習や心構えの指導など実習に向かう準備を行います。

実習先は学生の希望を考慮して、各々の意向に沿った施設や機関に協力をお願いすることとなります。『実習時間は180時間、そのうち120時間を1ヶ所で実習すること』という規定はありますが、多くの学生は180時間全てを1ヶ所の施設・機関で実習します。

相談援助実習が始まる約1ヶ月前、各施設・機関において実習前オリエンテーションが行われます。これは実習先に学生が伺い、実習指導担当者と顔合わせを

し、実習に入るまでにやっておくべきことの指示を受ける、事前打ち合わせです。

実習が始まると、学生は実習先職員の勤務時間や働き方に準じて動きます。養成校の指導教員は、実習中の学生指導のため、何度か実習先に伺います。

そして実習後の相談援助実習指導で、体験した様々な出来事について消化するのです。

### 社会福祉協議会での相談援助実習

㊦さんは、A市社会福祉協議会（以下A社協）での実習を希望しました。

「社協って、いまいち何やってる所かわからへんのですよね。だからちゃんと知りたくて。」

実習前オリエンテーションでは、社協の役割や地域福祉のあり方について勉強してくるようと言われたのだそうです。また、A市のパンフレットを沢山いただいて来ていました。これを参考に

A市の文化や行政のあり方、歴史等地域特性の把握をするようにと指示があったとのこと。

実習が始まって一週間が経った頃、実習指導に行きました。

「色々知れて面白いです！まるで何かのツアーに参加しているみたい！」

㊦さんは満面の笑顔です。

実習記録を見ると、確かに変化に富んだ実習プログラムようです。社協内で実施している高齢者のふれあい喫茶のスタッフとして活動させていただいた次の日には、子育てサークルのサポートで様々な親子と話をし、週末には地域で開催される福祉まつりの運営スタッフの1人として動いていたようでした。

日常生活自立支援事業という判断能力が低下している人の生活サポートをする事業では、利用者のお宅に訪問した様子。この事業に関わる専門職の連携会議にも出席させていただいたのだそうです。

とにかく、毎日新しい場所で新しい仕事に出会っています。

「社協がやってる活動はね、地域全体の福祉の向上のためにあるの。せやから、サービスの対象はこのA市に住んでいる全ての人。あらゆる人が幸せになるように、あらゆる形でアプローチするんです。」と、社協職員は㊦さんに言います。

実習の最終的なまとめとして、“A社協で実施可能な企画を考え、職員にプレゼンテーションすること”という課題が出されました。

㊦さんは事前に調べていたA市の地域特性から、独居高齢者の多さや休耕田

の多さに着目し、「ああでもない、こうでもない」と悩みながら“市民農園によるふれあい事業”の企画書を仕上げました。

「こんな事業があったら、地域の高齢者の方の生きがいになるんとちがうかな。農業やってはった人も多いし。収穫した野菜でみんなで料理もして…絶対楽しいわ、これ！」

いざ発表。内容は面白がっていただきましたが、同時に沢山の厳しい指摘を受けたのだそうです。

「土地を無償で提供してくださる方って言うけど、そんな人どうやって探す？」

「うちの社協の、どの部門が担当するとええと思う？」

「高齢者の体調管理はどうする？」

「春、秋はええけどねえ、暑い時と寒い時は、お家から出るの、嫌がらはるで。どうしたらええと思う？」

連携や関係調整を仕事とする社会福祉士の、大事な部分を教えてもらったようでした。

実習後、㊦さんに尋ねてみました。

「それで結局、社協って何やっているとこか解った？」

「なんとなく、色々やるとこやねんなって解ったような気がします。役所のどの部署もやらへんことを、半官半民の社協が担当するって感じかな。だから何でも知ってやなあかんし、どこにでも繋がれるようにしといたほうがいい。社会福祉って何でもアリですね。社会福祉士は『何でも屋さん』なんやなあ。」

## 児童養護施設での相談援助実習

「子どもってめっちゃかわいいやないですか!」という④君。将来子どもに関わる仕事がしたいからと、児童養護施設での実習を希望しました。

実習前オリエンテーションでは、施設職員から開口一番、

「子どもと外で元気に遊べるようにしてきてね!」と言われたようです。

それから児童福祉法や児童虐待防止法といった法制度、被虐待児や施設入所児の現状とその特性について調べる事。また、実習中にやってもらうからと、炊事や裁縫、洗濯等、ある程度の家事は出来るようにしてきてほしい、といった指示を受けて来ました。

そして最後に、申し訳なさそうに言われたとのことでした。

「それから、うちでは実習の学生に子どものケース記録は開示してないから。そのつもりで来てね。」

ケース記録とは、利用者についての個人情報記録されている書類のことです。

いよいよ実習が始まりました。

起床の声掛け、体調把握、朝食の準備、いってらっしゃい!と、慌しく子ども達を見送った後は、掃除や洗濯といった環境整備。

昼食をとって、ほっと一息ついた頃に、低年齢児から順に帰ってくる子ども達。

宿題の添削が終わると、運動場で一緒に走り回って遊び、夕食後には一緒にテレビを見て、寝る前には本を読み聞かせる。小さな子ども達が寝た後は、中高生

と居間でゆっくり話をする職員の横で、洗濯物をたたむ。

生活上のさまざまな仕事を次から次へとなしつづつ、ただひたすら子どもの言動や職員のあり方を観察し、それをもとに考察し、子どもに働きかけてみる、という日々を過ごしたようでした。

当初、子どもはかわいいと言っていた④君でしたが、実習指導に行くと、実際には子どもの言動に振り回されていました。試し行動をする幼児、注意を聞かない小学生、大喧嘩をする男の子、突然過酷な過去を語り始める女の子。

その中でも④君は特に乱暴な男の子が気になり、とある職員に聞いてみたらしいのです。

「どうしてあの子は落ち着かないんでしょうか。ひどい虐待を受けてきたんでしょうか。あの子はどうして、ここで生活しないといけなくなったんですか。」

「あの子はちょっと…そうね、今までだいぶ色々あったんよ。実習生の④君には話されへんけど…」

その職員は少し困った顔をして言葉を濁され、④君はそれ以上聞くのは諦めました。

「ふーん、そうか。色々って何やろう。まあプライバシーの問題もあるし、ケース記録も見せへんって言ってたし。たかが実習生に、教えてもらえへんのは当然かな。」

少し不満を感じた④君でしたが、その不満はすぐに紛れた様子で、何よりその時その場にいる目の前の子どもの対応に手一杯で、とてもそんなことをゆっくりと考える余裕がないのが実状でした。

子ども達との日常の出来事に一喜一憂しているうちに終了した実習、といった感じでした。

「④君、実習はどうやった？」

「はい、大事なのは、全力でぶつかることなんやなあと思いました。社会福祉は信頼関係なんですね。社会福祉士は援助技術も大事かもしれへんけど、まずは人間性が大事。頭が良いだけやったら、社会福祉士にはなられへん！」

### 就労継続支援b型事業所での相談援助実習

社会人経験のある⑤さんは、就労継続支援b型の事業所での実習を希望しました。

「以前の職場で、下半身まひの同僚がいたんですよ。彼、障害があっても自立して生活していました。ええ子でね、一緒に仕事していて楽しかったんです。障害があっても一般企業で働いて、自立生活ができるんですね。私、これからの福祉には就労支援っていう考え方が、とっても大事やと思うんです。」と熱く語ります。では就労移行支援事業所で実習したほうが⑤さんの知りたいことに合致するのでは、と提案したのですが、

「就労移行って一般就労を目指せそうな人、就労継続って就労移行が難しい人が利用している事業なんでしょ？より自立が難しい人の所のほうがやりがいあります。そんな人たちが社会でどうやって生きていくのか、ということを考えたいんです！」

そこで当初の希望通り、就労継続支援b型の事業所で実習することになりま

した。

実習前オリエンテーションでは、障害者自立支援法等の法制度を勉強し、実習先の利用者の障害特性について予習をしてもらうこと、と指示されたそうです。また、「当事者やその家族の体験談を読んできるといいよ」と、先方に教えていただいた本を、熱心に読んでいました。

実習が始まって数日後、⑥さんの実習指導に行きました。面接室に私と⑥さんの2人きりになったとたん、⑥さんはいきなり声を潜めて言いました。

「先生…がっかりです。」

「…ど、どうかされましたか。」

「年金もらって、色んな手当もらって、利用者さんら、世間のお荷物になっても平気やないですか。中には『生活保護もらうために、ここに通ってるねん』って平気で言う人もいるし…。みんな、もっとちゃんと自立することを真剣に考えないと…。」

「ふうん。そうか…。あのー…⑥さんは、この施設が何のためにあると思う？利用者さんは、何のためにここに来てはるんやろか？どう思いますか？」

「…自立のため、と思ってたんやけど…わからないです…何のためなんかなあ…？」

この問いかけが、そのまま⑥さんの実習テーマになりました。

⑥さんは毎日、利用者の活動である内職作業のサポートに入っています。一言も喋らず、黙々と自分の作業をこなす人がいるかと思えば、しょっちゅう寝転がって休んでいる人もいます。感情のコントロールが難しく、トラブルを起こせば

かりの人もいる。その中に、自らの生い立ちについて、沢山お話をする利用者がいたとのことでした。

「ここに来て皆に会うのが楽しみやねん。今は身寄りもおらんし、家で一人でおったら気楽やけど寂しいわな。」

毎日実習時間後に、職員と議論します。

「せっかく稼いだお金を、アニメグッズなんかに使う利用者がいるらしいじゃないですか。なんで生活必需品とかを買わさへんのですか。」と憤慨した㊦さん。

それを聞いた職員が言いました。

「あなたにとって、そのアニメグッズはしょうもないものかもしれんけど、あの利用者さんにとってみれば、大事な生活必需品なんとちがうやろか。」

そのような日々を過ごす中で、一度だけ、専門職のあつまる事例検討会に同席する機会がありました。たった1人のケースに対して、10人ほどの人が集まって話をしている。皆、現実を見据えながらも「その人やその家族はどうしたいのか」という利用者のニーズに、最も重きを置いている現状を、見せていただけたようでした。

実習の最終日、㊦さんに尋ねました。

「それで、答えは出ましたか？」

「はい。ここは、利用者にとって“居場所”なんですね。ここがなかったら、家に閉じこもっているだけの人もいると思う。まずはその人が人として生きていくための支援が大事なんですね。本人や家族が生活に満足してたら、周りがどうという社会状況やろうと、それでええもんなんやな。社会福祉士はとにかく、本人さんが満足できるように配慮する、満足

してはるんやったら何も波風立たんように配慮する、っていう仕事なんやなあ。」

### 地域包括支援センターでの相談援助実習

「いずれ僕の親も介護が必要になるでしょうし、今のうちにしっかり介護と家族のことを知っておきたい。」

㊧君は高齢者の地域生活支援に興味を持ち、地域包括支援センターの実習を希望しました。

そして実習前オリエンテーション。

「君は、自転車に乗れるかな。」職員がまず言った言葉がこれだったそうです。地域包括支援センターの活動は、フットワークが命。自転車に乗って地域を走り回るので。

㊧君はオリエンテーションでの指示どおり、実習が始まる前に、介護保険や地域包括支援センターの役割、高齢者の心身の特徴などについて勉強しました。また、高齢者とその家族についての体験談の本をいくつも読みました。

実習中は様々な人のお宅に訪問し、また、地域の高齢者とその家族をささえる専門職連携の現場にも、日常的に参加させていただけた様子。連携先の特別養護老人ホームやデイサービスなどにもお邪魔させていただき、連携先の職場、仕事内容も把握することが出来たようでした。

実習後半には、一人の利用者について支援計画を立てるという課題が出されました。

「若い人の育成のために、協力してもらえませんか。」

と、職員がある利用者に声をかけると、その方は、

「ええよ。…わし、そういう協力するのもう3人目やで。職員さん、わしのことあてにしてるやろ！」

と笑って答えてくださったそうです。

㊦君は、まず情報収集から始めました。

「過去の病気の事とか、経済的な事なんか、聞きづらいなあ…。」

ご本人とその家族に、どのように問いかけたらいいのか、悩んだと言っていました。

なんとか収集した情報を元に、支援計画を立てたのだそうです。㊦君は社会福祉小六法と援助技術の教科書を常に携行し、迷った時、解らない時にはそれらを開き、職員のアドバイスを受けながら、支援計画を練り上げ、実習先が設定して下さった支援計画発表会の場で、緊張しながらも自分の支援計画を発表したと、満足そうに教えてくれました。

実習最終日、㊦君は非常にさっぱりとした顔でした。

「㊦君、実習どうやった？」

「めっちゃ勉強になりましたよ。学校の援助技術の授業でやったこと全部やらせていただいて、ソーシャルワークの具体的なやり方がわかった感じ。社会福祉士は相談援助業務を計画的にきちんと実施する人ですね。」

### 実習後の振り返り授業にて

実習後の相談援助実習指導の授業では、自らの体験を消化するために、体験した実習内容を説明し、その体験を通じて得た思いを語り合ってもらいます。

他者の話を聞いた学生は「あれ？実習のやり方が全然違うやん！」と驚きます。

「うちはケース記録なんて見せてもらえなかったよ。」

「俺、地域での活動なんかほとんどしなかった。」

「私んところは、ご家族さんと接触する機会なんかなかったもん。」

「僕、そんなに特定のユーザーとべったり接することなんかなかったわ。」

そして、

「他の人たちが言うてること、頭ではわかるけど、自分の習ったこととちょっと違うかも。」という意見をもらすことがあります。

皆、社会福祉士になる為の実習、相談援助実習をやってきたはずなのですが、その内容も印象に残った事も、行く場所によってこんなにも違います。にもかかわらず、得られる単位は同じ『相談援助実習』です。

「色々あって面白いね。それぞれ、とても大事なことを得てきているよね。だけど少しずつ偏っているんだよね。皆で体験を共有して、考えを深めましょう。」と、それぞれの体験の消化をグループの中で行い、その後の学習でフォローに努めます。

フォローしつつも、何かひっかかるものがあります。

これほど実習内容に違いがあるのに、同じように“相談援助実習をしてきた”と言ってよいのでしょうか。

## 国から求められている相談援助実習カリキュラム

2009年、相談援助実習カリキュラムの明確な定義がなされました。これによると、実習中に含まれる事項として、以下の8つが定められています。

- ①利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
- ②利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
- ③利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成
- ④利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価
- ⑤多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際
- ⑥社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解
- ⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
- ⑧当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

これらは実習先において実施されるべき事柄として、内容もかなり具体的に定められています。

それなのになぜ、実習先施設・機関の違いで、実習内容にばらつきが出るのでしょうか。

これには2つの理由が考えられると思います。

まず1つ目の理由として、施設・機関の役割の違いが考えられます。

相談援助実習先として認められている所は、高齢者分野、障害者分野、児童分野、地域分野、低所得分野、医療分野など、多岐に渡ります。分野が違えば、利用者のニーズや社会から求められる役割が変わります。また、同じ分野なら大体同じことをしているかといえば、それも違います。例えば児童分野なら利用者が生活している児童養護施設などの入所型の事業と、利用者が家から通って利用する児童デイサービスなどの通所型の事業、都道府県の機関である児童相談所では、日々の仕事内容は全く異なります。

また、どの実習先でも国が指定している実習カリキュラムに関する仕事を行ってはいるのですが、その事業が社会的役割として担っている仕事や、実際に職員が時間と労力を割く仕事についての実習がどうしても多くなり、そうではない仕事についてはなかなか学生に勉強させることが難しい様子です。結果的に、実習内容に偏りが生まれ、実習カリキュラムには課せられているのに、実際はほとんど学習できないものが発生することがあります。

もう1つの理由として、個人情報への取扱いの違いがあります。

相談援助実習では、ソーシャルワークの勉強をします。ソーシャルワークには「状況の中の人」という言葉があります。「その人」は“そういう人”なのではなく、生理的、心理的、社会状況的に“そのような状況になっている人”と考えるのです。よって、その人の人生の来し方行く末、その時の社会的な関係性について情報を集め、利用者本人とともに精査した上で、支援計画を立て、それに基づいて支援を展開します。

つまりソーシャルワークは、その人自身とその家族や社会関係について、様々な情報を把握しないと出来ないのです。

障害者分野や高齢者分野の施設では、学生にケース記録を読ませて下さる所が多いのですが、児童分野などではケース記録を読ませて下さる所はほとんどありません。個人情報保護の考え方が施設によってまちまちだからという理由だけでは、分野による傾向の違いは説明出来ません。

では何が違うのでしょうか。

これについては、実習先施設・機関の事業形態を見れば、わかるのではないかと考えます。

### 措置から契約へ、「契約と措置」

2000年前後の社会福祉基礎構造改革により、“措置から契約へ”というスローガンのもと、多くの社会福祉事業の利用方法が措置制度から契約制度に移行しました。福祉が慈恵的な施しではなく、いわばサービス提供という契約上の取り引きとして扱われるようになりまし

た。“福祉サービス”と言う言葉が法律上に登場したのは1990年ですが、2000年以降、介護保険事業や障害者自立支援法に基づく事業が始まったことにより、本格的に契約上のサービスとして福祉の事業が取扱われてきました。

ところが、一部の社会福祉事業には、措置制度がそのまま残りました。これらの事業が、実習時ケース記録を読ませていただけない事業とほぼ合致します。

“契約”とは「私法上、相対する二人以上の合意によって成立する法律行為」と辞書(大辞林 三省堂)にはあります。つまり契約の支援においては、サービス提供者は利用者の合意がなければ支援を開始できません。利用者もサービス提供側が合意しなければ支援を受けられません。双方同等の意志決定権を持ちます。

介護保険上の福祉サービスを、契約に基づいて提供している高齢者施設等では、利用者本人やその家族に「実習生にあなたの個人情報のこれを教えていいですか、書類を見せてもいいですか」と合意をとった上で、その方の個人情報を学生に見せてくださるところが多いです。

ある特別養護老人ホームでは、利用者が入居する際、「施設内で後進育成として行われる実習や研修のために、自分の個人情報を活用することに同意する」という契約書の提出をお願いしているそうです。この契約書は提出しなければ入居できないのではなく、提出した人については協力をお願いしてもよいという判断材料として活用されています。つま

り、福祉サービスの利用手続きが、施設と利用者が直接契約を交わす事によって行われているため、個人情報の取扱いについてもこれと同じく、本人や家族に判断を求める事になっています。

“措置”とは「社会福祉において、要援助者のために法上の施策を具体化する行政行為、およびその施策の総称」と辞書にはあります。さらに“行政行為”については「行政が国民に対して働きかける行為のうちでも、合意に基づくことなく一方的に、具体的な場合において国民の権利義務に直接的・観念的影響を与える行為」となっています。つまり法的な位置づけとしては、本人の意志は関係なく、行政の一方的な指示に従うこと、となっているのです。ただし実務上、措置される側の人達の意志が全く無視されるということはありませんが、制度の構造上、支援の一連の流れは行政行為として行われます。

措置による福祉サービス利用、例えば児童自立支援施設に入所している子ども等は、都道府県が施設に措置を委託し、入所して来ています。つまり、本人やその家族と施設との契約ではなく、行政庁から施設への措置委託になっているのです。措置対象となっている人は、法的には自ら望んでその事業を利用しているわけではありませぬので、個人情報の取扱いについては本人達の不利益にならないよう、慎重にならざるを得ません。利用者が実習中の学生に生育歴などを自らの意志で話すことについては問題ないでしょう、が、ケース記録という公文書を施設側が開示するということは

法的な制限を受けます。

特に未成年は法的に契約能力がありませんので、公文書であるケース記録をどう扱うかについては法定代理人(この場合施設長)の同意が必要です。つまり、施設長の決定がなければ、ケース記録の開示などの扱いは決められません。しかし、施設長が措置の委託を受ける際に、実習生に対し情報管理をどうするかという規定もありません。また、規定がないから、誰がどの時点で判断を下すのかも不明瞭です。

ただ最近では、措置による事業での実習でも「ケースを知らない、ソーシャルワークの勉強は出来ないんだから、見てもいいよ。ただし、守秘義務は絶対に守ること！」と実習生に伝え、もちろん守秘義務に関する誓約書を提出させた上で、措置解除後5年以上経過したケース記録を見せてくださることもあります。

これはケース記録の法定保存年限が5年となっている、つまり5年経ったものは破棄してもよいという決まりがありますので、それを援用させて考えたものだと思います。

逆に「万が一情報が漏洩した時の事を考えると、実習生には決してケース記録を見せられない。よって新しいカリキュラムが求めているような実習の指導は出来ない。教育を保障できないのだから、無責任に実習生を受け入れられない。」と、実習生を一切受け入れないことを決めている施設・機関も、少しですが存在します。

見せてくださるのも、見せてくださらないのも、その施設・機関の実習担当職

員が「専門職としてどうあるべきか」を考えた結果です。<sup>注1)</sup>

### 実習内容のばらつきへの対応策

「施設・機関の役割の違い」と、「個人情報への取扱いの違い」という理由から、「契約と措置」を手がかりに、実習内容のばらつきへの現実的な対策を考えてみます。

相談援助実習で学ぶソーシャルワークには、“本人の自由意志による自己決定を尊重”するという原則があります。

契約による支援は本人や家族が「利用したい」という意志を持ったことから始まります。契約による支援の場合、極端に言えば公共の福祉に反しない限り、どのような支援も行えます。援助者としての倫理から軸足を移さなければ、あらゆる発想で“本人の自由意志による自己決定を尊重”した支援が出来るのです。

一方、措置による支援は行政が「そうしなさい」という意志を表明して始まります。措置という行政行為は、その対象者を守りもすれば、制限もします。措置の支援は、本人の自由意志に一定の制限を付与することになるのです。出来る限りの“本人の自由意志による自己決定の尊重”をしつつも、措置状況に配慮し、時には本人の決定を矯める事も必要になります。

つまり相談援助技術について言えば、契約には制限が少なく、措置には、制限が厳格に存在し、これを守らなければならないのです。

現在、社会福祉の現場には、契約の事

業と措置の事業の両方が存在しています。だとすれば、社会福祉士の現場での働き方を知るためには、少なくとも契約の支援方法と措置の支援方法の両方を学ぶ必要があると言えないでしょうか。

よって相談援助実習は、契約事業1ヶ所、措置事業1ヶ所の合計2ヶ所で、どちらか一方を120時間、もう一方を60時間で実施する。これにより国の示すカリキュラムをきちんと守りつつ、実習先施設・機関もあまり無理をせず実習生を受け入れることが出来るようになるのではないかと思います。

ただし、多くの学生が180時間分を1ヶ所で実習する現状から、全ての学生が2ヶ所で実習を行うようにするとすると、学生にも実習先にも、養成校にも負担が増えることが考えられますが、これについてはまた、別の機会に考えたいと思います。

### よい相談援助実習とは

ある児童養護施設の職員は、「相談援助実習に来た学生には、ソーシャルワークの勉強をさせないといけない、ソーシャルワークを理解出来ないと言えないということは、解っているんです。解っているんだけど、やはりどうしても実習生には生育歴を教えてあげられない。そうするとなんだかね…子どもとの接し方がよくて、礼儀正しくて、元気にコミュニケーションとれる実習生なら、児童養護施設としては、もう実習合格！と思っちゃうんですよね。それじゃまずい、こちらの指導

の怠慢だとはわかっているんだけどね…。」

とおっしゃっていました。

私が出会う措置事業の実習担当者の多くは、国から求められているカリキュラムと、現場の実情との間で、試行錯誤をなさっています。ソーシャルワークの勉強に来たのだから、利用者の背景についても勉強させるべき。でも、措置されてきた人々の情報を安易に開示するわけにはいかない。じゃあ、措置事業における相談援助実習って、何をどのように行うべきなのだろう…。

実習指導教員である私も、どのような実習プログラムがいいのか、実習先の担当者と共に考え、ディスカッションしているところです。実習先にも学生にも、できれば養成校にも大きな負担なく、また学生が最も勉強出来て、国の求める実習カリキュラムを満たすためにはどうすればよいか。「契約事業と措置事業を1ヶ所ずつ、計2ヶ所に実習に行く」というのは、その1つの答えになるではないかと考えています。

今後も現場の実習指導者とともに、学生にも現場にも有益な、よい相談援助実習の方法を考え、実践していきたいと考えています。

.....

注1)たとえ普段ケース記録を学生に開示して下さる実習先でも、その学生があまりに準備不足で、実習先が「利用者の個人情報を開示すると漏洩してしまうんじゃないだろうか。」と不安を感じた時には、見せて下さらない時があります。逆に普段ケース記録を開示してくださらない実習先でも、見込みがあると判断

した学生に対しては、ケース記録を開示していただける時もあります。今回は構造的なお話をしているので、この様な学生の実習態度のあり方についてのお話は割愛します。

※冒頭に挙げた4つの実習について、例えば社協であればどの社協でもA社協のような実習をするかといえはそうではありません。ここには学生が体験してきた各分野での実習のいくつかをアレンジし、一例を示しています。